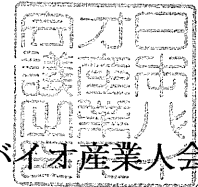


平成 17 年 8 月 9 日

北海道知事

高橋 はるみ 様

日本バイオ産業人会議  
世話人代表 歌田勝弘



「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」  
に対しての要望

貴道では、現在、「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」における遺伝子組換え作物栽培の実施条件等について「遺伝子組換え作物交雑等防止部会」において検討中ではありますが、貴道ホームページによりますと、遺伝子組換え作物の栽培隔離距離を、国、農林水産省が所管研究所に示した基準の 2 - 3 倍（イネにおいては 10 倍以上）にする方向で議論がなされており大変心配しております。

当部会は、本来、科学的な知見から検討、判断することとなっておりますが、農林水産省の基準に更に 2 - 3 倍の安全率をかけることは、科学的とは言えないと考えます。貴道では、国が厳格に審査し安全性を確認した遺伝子組換え作物についても規制対象としており、しかもこのような隔離距離が適用されることになれば、それは極めて不当かつ過剰な規制であると考えます。科学的根拠なく現実の栽培が困難な規制をすることは、研究の自由と権利、農業者の選択と栽培の自由、権利を不当に制限するとともに、貴道のみならず日本の科学と農業・食品産業全体の将来の発展に大きな悪影響を及ぼすと考えます。

わが国は現在、国家戦略である「バイオテクノロジー戦略大綱」に基づき、国民が期待する未来像の実現に向け、努力しているところであります。遺伝子組換え技術に代表されるバイオテクノロジーは、食糧を始め健康、環境問題を解決する技術として大いに期待されております。

こうした状況をご理解いただき、遺伝子組換え作物の栽培の条件を検討するに当たっては、科学的な根拠、議論に基づき、適切に対応されますよう強くお願い致します。